

様似町地域おこし協力隊起業経費補助金交付要綱

令和2年6月25日告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、様似町地域おこし協力隊設置要綱（平成25年様似町告示第81号）により着任した様似町地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の起業を支援するとともに、町内への定住及び町の活性化を図るため、町内で起業する地域おこし協力隊員等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に關して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる隊員は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 任期終了の日から起算して前1年以内又は任期終了の日から1年以内の隊員
- (2) 町内で起業し、かつ定住する隊員
- (3) 町内に居住し住民票を有している隊員
- (4) 協力隊員としての活動期間が1年以上である隊員
- (5) 過去にこの告示による補助金を受けていない隊員

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要する費用であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費を合算した額とし、100万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする隊員は、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金交付決定(却下) 通知書(別記様式第2号)を、隊員に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 隊員は、補助金の交付決定後、第5条に規定する申請事項に変更が生じたときは、その変更が軽微な場合を除き、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金(変更・中止・廃止) 承認申請書(別記様式第3号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金(変更・中止・廃止) 承認決定(却下) 通知書(別記様式第4号)を、隊員に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 隊員は、補助事業が完了したときは、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金実績報告書(別記様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金確定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

2 隊員は、前項の規定による補助金額の確定後に、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金交付請求書(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の交付請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第10条 町長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 隊員は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、様似町地域おこし協力隊起業経費補助金概算払請求書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

3 隊員は、補助金の概算払の額が、第9条に規定する補助金の確定額を超えている場合は、その差額を町に返還するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた隊員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び額の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 補助金の交付の目的に反して、又は不当に使用したと認められるとき。

(3) その他町長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。

(関係書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿
その他関係書類を整備し、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間これを保
管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第23号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。